

京都市南部クリーンセンター環境学習施設
運営業務委託(第3期)

募 集 要 項

< 募 集 期 間 >

令和6年11月1日(金)～11月22日(金)

※ 参加意思確認書は11月15日(金)までに提出する必要があります。

「プロポーザル手続」に関する受付・問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課(担当:坂田・守本)
電話番号: 075-222-3964 FAX: 075-212-9826

「環境学習施設」に関する問合せ先

〒612-8253 京都市伏見区横大路八反田 29
京都市環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター(担当:辻尾・久保)
電話番号: 075-611-5362 FAX: 075-612-5235

1 委託業務の名称

京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営業務委託（第3期）

2 委託期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

3 委託内容

別紙の仕様書のとおり

4 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、応募日において次に掲げる要件を全て満たすものとする。また、複数の法人その他の団体による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）での参加の場合は、代表幹事の企業又は団体が、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、コンソーシアムを構成する全ての構成団体は、次に掲げる要件のうち(4)を除き、全て満たす必要がある。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 同種又は類似施設の運営業務を3年間以上実施した実績があること。なお、ここで同種施設とは環境分野における来場者の学習を目的として運営される施設のことであり、類似施設とは同種施設から分野（環境）又は目的（来場者の学習）いずれかが異なる施設とする。

5 提案書類等の提出

提案書類等の提出は、次の(1)～(6)のとおり行うこととする。

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和6年11月15日（金）午後5時までに、参加意思確認書（様式1）をファックス又は電子メールにて提出すること。（印不要。提出後、着信したことを確認してください。）

(2) 提案書類等

応募者は、以下のア～カに示す書類を提出すること（カは該当者のみ）。いずれも正本1部、副本9部の合計10部を提出すること。書類は、A4用紙（縦）、横書き、両面印

刷とし、枚数は問わない。

ア 事業者概要報告書（様式自由）

事業者名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、ISO14001 やK E S等の環境認証の取得状況、特記事項等

イ 業務実績報告書（様式自由）

本事業と同種又は類似の事業実績（「4 応募資格」の(4)に定めた条件に限る。）を記入すること。なお、発注者の種別（国の行政機関等、地方公共団体、民間事業者など）は問わない。業務名、発注者名、履行事業者名、履行期間、業務概要、特記事項等を列記すること。

ウ 企画提案書（様式自由）

（ア）仕様書の「第2 業務委託内容」について、想定する学習プログラムの具体例、集客が見込める企画例、企業等との連携手法及び地域との連携手法を含めて提案すること。提案内容を補足するための参考資料を添付することができる。図表等について、別サイズの用紙を用いてもよいこととする。

（イ）一部再委託を行う予定の場合は、再委託内容についても提案書に記載すること。ただし、本市による文書による承認を得ないでその義務の履行を第三者に委託し、又は、契約に関する権利を第三者に譲渡してはならず、内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。

（ウ）コンソーシアム協定により複数の企業等で企画を提案する場合、業務分担ごとに実施内容等を記載するとともに、コンソーシアム協定書の写しも添付すること。

（エ）企画提案書は、事業者名を伏せて作成すること。

エ 課題提案書（様式自由）

次の課題について、提案すること。課題提案書は、事業者名を伏せて作成すること。

（ア）課題1

環境学習施設は、小学生の学校単位での見学を主な集客源としており、小学生以下のお子様とその保護者が主な来館者層となっている。更なる集客を目指すにあたり、環境学習施設へ新たな層を呼び込む仕掛け又は以前来館した方が再び来館する仕掛けを提案すること。

なお、提案された仕掛けについて、業務を受託した際には、原則、業務委託期限の最終年度までに履行を求めるので、実行可能な内容とすること。（提案者の責めに帰すべき事由がなく履行が難しいと認められる場合については、本市と協議のうえ履行を求めないことがある。）

（イ）課題2

環境学習施設の見学通路は全長約600メートルあり、見学スポットをつなぐ区間は単調な通路が続いており、見学者からは、「当該区間を通行中は面白くない」との評価をいただくことがある。

そこで、見栄えのしない見学通路において、見学者の気を引くような仕掛けを提案すること。

なお、提案された仕掛けについて、業務を受託した際に、必ずしも履行を求めるものではない。また、仕掛けに係る費用負担を本市が負うと想定しても差支えないが、本市において予算の措置を保証するものでもない。

オ 見積書（様式自由）

「ウ 企画提案書」に記載する内容に基づく見積書とその内訳を作成すること。

なお、見積金額が「**8 委託料上限額**」に記載する額を超えている場合は失格とする。事業者名を伏せて作成すること。

カ 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※ 1
- ・ 印鑑証明書 ※ 1
- ・ 納税証明書（国税等） ※ 1
- ・ 納税証明書（京都市税）該当者のみ ※ 1
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※ 2
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第 1 号様式） ※ 3

※ 1 申請日前 3 箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※ 1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/0404buppin/sanka0404buppin>

※ 3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

(3) 提出方法

応募者は、郵送又は直接持参により提出すること。ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 提出期限

令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金）午後 5 時

郵送の場合は、上記提出期限に必着とする。

(5) 提出先

「1 1 問合せ先及び書類提出先」に記載の住所及び担当者へ提出すること。

(6) 質問及び回答

本要項及び仕様書に関する質問は文書（様式自由）による方法とし、令和 6 年 1 1 月 7 日（木）午後 5 時までに電子メールで提出し、メール送付後、電話で担当者に着信を確認すること。全ての質問及び回答については、京都市情報館に質問者を特定できる情報を削除したうえで令和 6 年 1 1 月 1 3 日（水）までに公表する。

なお、回答は本要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

電子メールアドレス：shisetsukanri@city.kyoto.lg.jp

京都市情報館 URL：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

（京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>

「環境政策局」のページに掲載)

6 提案書に関するヒアリング

応募書類等の内容についてプレゼンテーション審査を行う。審査日は、令和6年12月11日頃を予定しており、日程確定後、開催時間及び開催場所等の詳細について、別途通知する。

7 受託候補者の決定等

(1) 選定方法

「京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において当該業務の受託者として最も適した候補者(以下「受託候補者」という。)を選定する。

(2) 評価項目及び評価基準

選定委員会の委員は、以下の評価基準について採点を行い、各委員の評価点の合計(合計点)が満点の6割を超え、かつ応募者の中で最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。合計点が同等の者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者に選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

応募者が1者の場合は、採点の結果、合計点が満点の6割を超え、かつ審査委員会において、本業務を適切に遂行できると総合的に判断した場合に受託候補者として選定することとする。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも受託候補者として選定しないことがある。

応募者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない又は見積金額が上限価格を超過している場合については受託候補者とししない。

評価基準	評価のポイント
提案内容 (50 点)	・ 業務内容を十分に理解したうえでの企画提案であるか。南部クリーンセンター及び当該環境学習施設のこれまでの取組や地理的・歴史的背景を踏まえた提案となっているか。 ・ 学習プログラムに関する提案が、具体的かつ効果的であるか。対象年齢を意識したものとなっているか。内容を改善又は強化する意思があるか。 ・ 集客が見込める企画に関する提案があり、その内容が具体的かつ効果的であるか。 ・ 民間企業や団体との連携に関する提案があり、その内容に具体性かつ実現性はあるか。 ・ 地域連携に関する提案が、具体的かつ効果的であるか。

課題提案能力(15点)	・ 創意工夫や斬新性が認められ、かつ現実的で実現性がある提案であるか。
実施体制 (15点)	・ 指揮系統が明確であること、業務責任者が十分な経験や能力を備えていることにより、円滑な業務運営がなされるか。 ・ ごみ処理施設及び環境学習プログラムに関する知識の豊富な人員及びその他業務運営に必要な経験や能力を持った人員が配置され、適正に運営を行うことができる人員体制が確保されているか。 ・ 組織としてスタッフの能力開発を行う計画があるか。
業務実績 (10点)	・ これまでに同種又は類似施設の運営業務を実施した実績があるか。
SDGs の取組 (5点)	・ これからの 1000 年を紡ぐ企業認定、ISO14001、K E S 等の認証を取得しているか。
見積金額 (5点)	・ 以下の数式により算出 (※小数点以下は切捨て) $\text{評価点} = 5 \text{ 点} \times (\text{受託希望者中の最低見積金額}) / (\text{受託希望者の提案価格})$

(3) 選定結果通知

応募者に対して、速やかに、選定結果を書面にて通知する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、選定結果の通知が届いてから休日を除く 5 日以内に書面で、京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課まで提出すること。

(4) 選定結果等の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を公表する。

8 委託料上限額

4 年間の合計 金 3 1 9, 5 4 8, 6 8 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 各年度、「金 7 9, 8 8 7, 1 7 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)」の金額を超えない範囲で支払うこととし、その内容は、契約書の内容を踏まえ協議により定める。

9 その他

- (1) 提案書類等の提出をはじめ契約の締結までにかかる全ての費用は応募者の負担とする。
- (2) 提案書類等については、本業務の受託候補者決定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 提案書類等は返却しない。また、提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類等に虚偽の記載をした場合は無効とする。

- (5) 本業務において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 契約保証金は不要とする。
- (7) 税制の変更、物価上昇、金利変動その他本市以外の要因による経費の増大については、受託者が負担するものとする。
- (8) 本公募は令和7年度予算成立を条件として受託候補者を選定するものであり、予算の成立後に効力を生じるものであるため、市会において予算案が否決若しくは本件の委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除された場合は、契約を締結しないことがある。この場合においても、本プロポーザルの受託者募集に要した経費を本市に請求することはできない。

10 スケジュール

日	程	実 施 内 容
令和6年11月 1日（金）		応募受付開始、質問受付開始
令和6年11月 7日（木）午後5時		質問受付期限
令和6年11月13日（水）		質問回答
令和6年11月15日（金）午後5時		参加意思確認書提出期限
令和6年11月22日（金）午後5時		提出書類等提出期限
令和6年12月11日（水）予定		ヒアリング審査 受託候補者の選定、決定
令和6年12月下旬		受託候補者選定結果通知
令和7年4月1日		契約締結（予定）

11 問合せ先及び書類提出先

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当：坂田・守本）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話番号：075－222－3964 FAX：075－212－9826

電子メール：shisetsukanri@city.kyoto.lg.jp

受付時間：平日午前9時から午後5時まで